

●平成 30 年 4 月から

※自己負担額 1 割・2 割を記載しています (3 割負担は別紙参照)

要介護度	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	
サービス利用に係る自己負担額	720 円 1,439 円	791 円 1,581 円	868 円 1,735 円	938 円 1,876 円	1,009 円 2,017 円	
食費内訳	1,480 円 所得段階により負担額が異なります。 あなたの負担額 <u>300 ・ 390 ・ 650 ・ 1,480 円</u> 朝食 400 円 昼食・おやつ 500 円 夕食 580 円					
夜間職員配置加算 (Ⅱ)	19 円・38 円					
(Ⅳ)	22 円・43 円					
	(Ⅳ)夜間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員配置の場合					
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ	19 円・38 円					
(Ⅰ)ロ	13 円・26 円					
看護体制加算 (Ⅰ)	5 円・9 円					
看護体制加算 (Ⅱ)	9 円・17 円					
生活機能向上連携加算	211 円・422 円/月 / 加算なし					
療養食加算	9 円・17 円/回 / 加算なし					
介護職員処遇改善加算	64 円・ 127 円	70 円・ 140 円	76 円・ 152 円	82 円・ 163 円	88 円・ 175 円	
滞在費	1,970 円 所得段階により負担額が異なります。 あなたの負担額 <u>820 ・ 1,310 ・ 1,970 円</u>					
合計金額	1 段階	1,120 円	1,120 円	1,120 円	1,120 円	1,120 円
	2 段階	2,040 円	2,117 円	2,200 円	2,276 円	2,353 円
	3 段階	2,790 円	2,867 円	2,950 円	3,026 円	3,103 円
	4 段階	4,280 円	4,357 円	4,440 円	4,516 円	4,593 円
		5,109 円	5,263 円	5,429 円	5,581 円	5,735 円

(合計金額は 1 日当たりの数値です)

- ※ 1 上記記載の介護保険自己負担額は、「併設型ユニット型短期入所生活介護費」として算定されます。
- ※ 2 利用者がまだ要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の金額を いったんお支払いいただきます。要介護認定をうけた後、自己負担額を除く全額が 介護保険から払い戻されます。(償還払い) 償還払いとなる場合、利用者が保険給 付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付し ます。
- ※ 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、変更月の 1 日にさかのぼって、利用者の負担額を変更します。
- ※ 4 利用者、世帯の所得に応じて減額される制度もございます。

- ※ 5 送迎は、片道 195 円/回になります。
- ※ 6 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度） 211 円/日になります
- ※ 7 若年性認知症利用者受入加算 127 円/日になります
- ※ 8 体制の状況に加算対象が変わり、金額が異なる場合があります。
- ※ 9 長期利用者（自費利用などを挟み実質連続して 30 日を超える利用者）
△ 3 2 円/日になります

《特定入所者介護サービス費～滞在費と食費の減額～》 * 申請にて認定された方

単位:円

介護保険料の所得段階 平成 2 8 年度からの所得段階による	滞在費		食費		滞在費 食費 合計
	1 日	3 0 日	1 日	3 0 日	
第 1 段階					
・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人 ・生活保護境界層対象者	820	24,600	300	9,000	33,600
第 2 段階					
・世帯全員が市民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人 ・生活保護境界層対象者	820	24,600	390	11,700	36,300
第 3 段階					
・世帯全員が市民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以上の人 ・課税世帯の特例対象者 ・生活保護境界層対象者	1,310	39,300	650	19,500	58,800
第 4 段階					
・滞在費基準費用額以上は、施設との契約により決定 1,970 円/日	1,970	59,100	1,480	44,400	103,500

- * 上記の金額に、介護保険自己負担分を加えた額が、お支払いの総額となります。
- * 滞在費には、居室の水光熱費が含まれます。

● 平成 30 年 4 月から ※自己負担額 1 割・2 割を記載しています (3 割負担は別紙参照)

要介護度	要支援 1	要支援 2	
サービス利用に係る自己負担額	541 円・1,081 円	671 円・1,342 円	
食費内訳	1,480 円 所得段階により負担額が異なります。 あなたの負担額 <u>300 ・ 390 ・ 650 ・ 1,480 円</u> 朝食 400 円 昼食・おやつ 500 円 夕食 580 円		
サービス提供体制強化加算 (I) イ	19 円・38 円		
(I) ロ	13 円・26 円		
生活機能向上連携加算	211 円・422 円/月 / 加算なし		
療養食加算	9 円・17 円/回 / 加算なし		
介護職員処遇改善加算	46 円・91 円	57 円・114 円	
滞在費	1,970 円 所得段階により負担額が異なります。 あなたの負担額 <u>820 ・ 1,310 ・ 1,970 円</u>		
合計金額	1 段階	1,120 円	1,120 円
	2 段階	1,809 円	1,951 円
	3 段階	2,559 円	2,701 円
	4 段階	4,049 円・4,647 円	4,191 円・4,932 円

(合計金額は 1 日当たりの数値です)

- ※ 1 上記記載の介護保険自己負担額は、「併設型ユニット型予防短期入所生活介護費」として算定されます。
- ※ 2 利用者がまだ要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の金額を いったんお支払いいただきます。要介護認定をうけた後、自己負担額を除く全額が 介護保険から払い戻されます。(償還払い) 償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、変更月の 1 日にさかのぼって、利用者の負担額を変更します。
- ※ 4 利用者、世帯の所得に応じて減額される制度もございます。
- ※ 5 送迎は、片道 195 円/回になります。
- ※ 6 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7 日間限度) 211 円/日になります
- ※ 7 若年性認知症利用者受入加算 127 円/日になります
- ※ 8 体制の状況に加算対象が変わり、金額が異なる場合があります。

単位:円

	滞在費		食費		滞在費 食費 合計
	1日	30日	1日	30日	
第1段階					
・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人 ・生活保護境界層対象者	820	24,600	300	9,000	33,600
第2段階					
・世帯全員が市民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 ・生活保護境界層対象者	820	24,600	390	11,700	36,300
第3段階					
・世帯全員が市民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上の人 ・課税世帯の特例対象者 ・生活保護境界層対象者	1,310	39,300	650	19,500	58,800
第4段階					
・滞在費基準費用額以上は、施設との契約により決定 1,970円/日	1,970	59,100	1,480	44,400	103,500

* 上記の金額に、介護保険自己負担分を加えた額が、お支払いの総額となります。